

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

盛岡市清水町 14-12

盛岡商工会議所 会頭 谷 村 邦 久

盛岡市内丸 12-2

盛岡市長 内 舘 茂

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：原子 崇史

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

当市では自然的条件、社会的条件及び過去の災害発生状況から「盛岡市防災マップ」を作成しており、主に次の災害の発生が想定されている。

■水害：盛岡市洪水ハザードマップ、盛岡市内水ハザードマップ

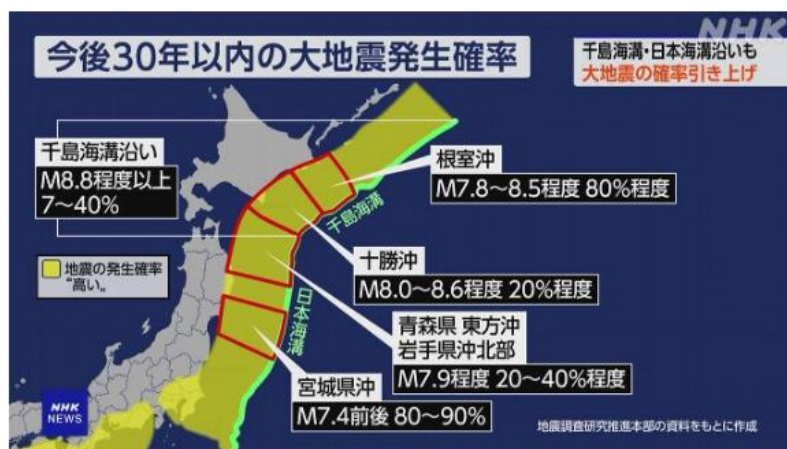
市内にはさまざまな河川が存在するが、洪水が発生した場合に大きな被害が想定されるのは北上川流域、中津川流域、雫石川流域である。北上川流域においては、盛岡駅前通、大通、材木町、中央通などの中心市街地に加え、仙北、本宮、東安庭、門など広範囲での被害が想定される。また、中津川流域においても内丸、肴町、清水町、下ノ橋町、南大通など、雫石川流域においては、前潟、稲荷町、中屋敷町、盛岡駅前通、仙北、本宮など、いずれの河川においても事業者が集積しているエリアへの甚大な被害が懸念されるところである。河川沿いにおいては5m以上の浸水が見込まれているエリアも多く、災害発生が懸念される場合には、多くの事業者が早期の立ち退き避難を余儀なくされる可能性が高い。近年では2024年8月27日に中津川の氾濫の恐れから市内の1万4千超の世帯に対して避難指示が発令されている。

■土砂災害：盛岡市土砂災害ハザードマップ

宿泊施設の集積するつなぎ地区が土砂災害警戒区域等に指定されており、2013年8月9日に記録的豪雨の影響による土石流が発生している。それ以外については、浅岸や米内などの市内丘陵地域の周辺が土砂災害計画区域に指定されており、それらの区域内に所在する事業者への直接的な影響のほか、道路への被害により通行ができなくなることや孤立による影響の恐れがある。

■地震：J-SHIS

当市に影響を及ぼす恐れのある内陸活断層型地震については、「北上低地西縁断層」による地震で最大震度7（玉山地域では6弱）が発生する可能性があるが、発生確率は現時点では低いものとなっている。海溝型地震については、「根室沖」「十勝沖」「千島海溝沿い」「宮城県沖」「青森県東方沖及び岩手県沖北部」において、今後30年以内の大地震発生確率が高くなっており、いずれもマグニチュード8前後、平成23年東北地方太平洋沖地震に匹敵するレベルの影響が懸念される。地震ハザードステーションの防災地図（J-SHIS MAP）においても、震度5弱以上の地震が今後30年間で60%以上の確率で発生と予想されている。



(政府 地震調査研究推進本部資料／NHK 2025年1月16日ニュースより)

■その他

岩手山のマグマ噴火や水蒸気爆発による降灰や火山泥流の影響が想定される。火山灰については、北部地域（みたけ、青山方面）で10～20cm程度が見込まれている。また、融雪型火山泥流については、積雪時に火砕流が発生した場合、雪が融けて火山泥流が流れ下る危険性のある範囲に市の北部地域及び西部地域が含まれている。

■感染症

新型コロナウイルス感染症については、収束に向かいつつあるが、その脅威は完全に消えたわけではない。今後新たな感染症が出現する可能性も踏まえて、新型コロナウイルス感染症対応で培った経験や教訓、基本的な感染予防対策の継続により、緊急時に速やかに対応ができるよう備えることが必要である。

（２）商工業者の状況

・商工業者数：12,396（うち小規模事業者数：9,394）

盛岡市の商工業者数及び小規模事業者数（令和3年経済センサスより）

	商工業者数	小規模事業者数
C 鉱業、採石業、砂利採取業	9	9
D 建設業	1,128	1,017
E 製造業	369	296
F 電気・ガス・熱供給・水道業	30	19
G 情報通信業	218	175
H 運輸業、郵便業	250	147
I 卸売業、小売業	3,570	2,072
J 金融業、保険業	367	294
K 不動産業、物品賃貸業	1,517	1,488
L 学術研究、専門・技術サービス業	750	710
M 宿泊業、飲食サービス業	1,617	1,089
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,281	1,212
O 教育、学習支援業	378	295
P 医療、福祉	271	215
Q 複合サービス事業	50	40
R サービス業（他に分類されないもの）	591	316
※A 農業、B 漁業を除く	12,396	9,394

＜参考＞当所の会員数：3,588（令和7年3月31日現在）
（令和元年経済センサスに基づいた組織率：27.5％）

（３）これまでの取組

１）盛岡市の取組

①地域防災計画の策定及び防災訓練の実施

災害対策基本法（昭和 36 年法律 223 号）第 42 条の規定に基づき、市域ならびに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また、被害を最小限に軽減して、住民生活の安定と秩序の維持に努めるとともに、公共の福祉に役立てることを目的として、盛岡市防災会議において「盛岡市地域防災計画」を策定している。

計画では、様々な災害に対応するため、平常時における災害予防計画、災害発生時における災害応急対策計画及び災害復旧・復興計画を定めており、毎年見直しを行っている。また、防災関係機関と地域住民が一体となって総合的かつ実践的な訓練を実施し、災害時に迅速かつ円滑な応急対策活動ができるよう、年に 1 回「盛岡市総合防災訓練」を実施している。

②防災、感染症等対策備品の備蓄

「盛岡市地域防災計画」に基づき、災害発生直後から物資の流通が確保されるまでの間の被災者の生活を支えるため、食料・生活必需品（主食、飲料水、粉ミルク、簡易トイレ、マスク、消毒液、サニタリー用品等）を備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

③盛岡市業務継続計画の策定及び改定

災害発生時において適切な業務執行を行うための取組を定める「盛岡市業務継続計画（災害編）」「盛岡市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定している。非常時優先業務の選定及びその業務開始目標時間などを設定し、全庁的に必要な資源（共通資源）の現状、課題及び対策について明らかにすることで、業務継続体制の強化に向けた取り組みを推進することとしている。

２）当所の取組

①災害時における会員被災状況の収集

2011 年の東日本大震災や 2013 年のつなぎ地区における土石流被害時等において、事業者への訪問や電話等により会員事業者の被災状況の情報収集を行い、被害状況を国、岩手県、盛岡市に報告している。

②事業継続力強化計画認定制度等の周知

当所会報誌「Sansa」や当所 HP において、事業継続力強化計画認定制度や関連補助金制度等の周知を行っている。

③事業者 BCP 策定セミナーの開催

損害保険会社と連携して事業者 BCP（事業継続力強化計画）策定セミナーを開催し、BCP 策定の必要性や策定のポイント、支援施策の提供等を行うことで策定のきっかけ作りを行っている。

④損害保険制度の加入促進

地震などの災害による直接的な財産のリスク回避を図るもののほか、サイバー攻撃や情報漏洩、リコール、食中毒や異物混入等の幅広いリスクに備える各種損害保険等への加入促進を図ることで事業者のリスク低減を図っている。

⑤盛岡市が実施する防災訓練の周知及び避難訓練の実施

盛岡市シェイクアウト訓練（一斉防災行動訓練）等について、会報誌「Sansa」や HP での周知を行うほか、年に数回避難訓練を実施している。

Ⅱ 課題

①当所のBCP策定

現状、当所自身のBCPが策定できておらず、自然災害発災時の職員の安否確認や事業者の被災状況の確認体制については、東日本大震災時の体験をもとにした漠然としてイメージに留まっている。自然災害はいつ発生するかわからないことから、今後具体的な計画の策定が必要である。

②事業者BCP策定の必要性に関する周知啓蒙活動の強化

国・県・市、それぞれ防災・減災対策を進めるため、BCP策定に係るさまざまな取組を実施しているが、事業者が抱える経営課題の中でBCP策定は優先順位が低く、まだまだ周知啓蒙活動を進めなければならない状況にある。そのことから、引き続きBCP策定セミナー等の実施や情報提供により策定の必要性を伝え、策定事業者の増加を図る必要がある。

③経営指導員のスキル向上

事業者BCPは一般的な事業計画とは記載事項等が大きく異なるため、今後事業者BCPの策定を支援するには、経営指導員のリスク認識やリスクヘッジに関する資質向上を図っていく必要がある。

④災害発生前の盛岡市との連携体制の整備

これまでも当所と盛岡市で連携して情報の収集や共有、応急対策の検討が行われてきたが、多くの事業者には甚大な被害の発生が想定されるリスク（特に洪水リスク）が年々高まっている状況下においては、計画的な連携体制を構築しておく必要がある。

Ⅲ 目標

災害発生時において市内事業者、特に小規模事業者が早期に事業復旧を図り、事業継続が図れるよう次の取組を行う。

①円滑な情報収集及び応急対策実行のための所内体制の構築

発災後に速やかに職員の安否確認を行い、必要な情報収集や応急対策が実行できるよう当所自身のBCP策定を進め、策定後は定期的な訓練・見直しを行う。

②市内小規模事業者に対するBCP策定支援の強化

損害保険会社や専門家、関係機関等との連携による周知啓蒙、個社支援体制を強化し、小規模事業者のBCP策定支援を進める。

③盛岡市との連携体制の構築

被害発生後の速やかな対応を図るため、被害の発生が想定される前段階から連絡や調整が進められるよう当所と盛岡市との間で連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

「盛岡市地域防災計画」を通じて市内の災害リスクを認識するとともに、「盛岡市業務継続計画（災害編）」「盛岡市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」等をもとに速やかな応急対策の必要性への理解を深めた上で下記の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

小規模事業者に対する BCP 策定の必要性について周知啓蒙を図るため、以下の取組を行う。

①ハザードマップによるリスクの周知

巡回経営指導時に、指導先事業者が所在するエリアのハザードマップ（盛岡市の防災マップ等）を資料提供し、当該所在地で想定される自然災害やそのリスク回避に必要な施策（BCP 策定、損害保険など）について説明を行う。

②広報誌等による周知啓蒙活動

当所、盛岡市それぞれの会報誌・広報誌、HP 等において、BCP に関する国の施策の紹介や災害リスク対策の必要性の啓蒙を行う。また、当所においては取扱い損害保険制度の紹介や実際に BCP を策定している事業者の取組紹介等を行う。

新型インフルエンザ等の感染症については、新たな流行時に速やかに所内で感染症対策が講じられるよう消毒液・マスク等の備品の備蓄を図るとともに、引き続き事業者に対して基本的な感染防止対策の徹底を周知する

2) 関係団体と連携

損害保険会社等と連携して定期的に BCP 策定セミナーを実施し、計画策定の必要性の周知と計画策定に意欲的な事業者の掘り起こしを進め、市内事業者の策定件数の増加を図る。また経営指導員、職員向け研修等における講師派遣への協力をお願いし、策定支援能力の向上を図る。その他、感染症対策も含めたリスクファイナンスとして、各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を上記の機会に併せて行う。

3) 当所 BCP の作成

令和8年上半期を目途に当所 BCP の作成を進める。

本所周辺で大規模洪水が発生した場合、本所機能そのものが喪失される可能性があることから、支所への機能移転等の対策も含めた計画が必要である。

4) フォローアップ

管内事業者の BCP 策定を促進するため、周知方法や支援施策等について盛岡市と情報を交換するとともに、必要に応じて管内事業者の策定状況等を把握するためのアンケートの実施を検討する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

多くの事業者に影響を及ぼす自然災害（東日本大震災地震クラスの地震、市内中心部での洪水被害など）が発生したと仮定し、盛岡市と連絡ルート等の確認、必要に応じて想定訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

個人の安全確保、人命救助を優先しつつ、下記の手順で管内の被害状況を把握し、関係機関に連絡する。感染症においては、感染の拡大状況に応じて、行政機関の指示に基づいて必要な措置を随時講じる。

1) 応急対策の実施可否の確認

①職員の安否確認の実施

自然災害の発災後 3 時間以内に職員の安否確認を行う。安否確認の際には、「本人・家族の被災状況」に加えて、「近隣の家屋や道路の被害状況」などの情報を合わせて集め、被害の全体像の早期把握に努める。

① 組織体制の検討及び関係機関等への連絡

発災後 3 時間以内に職員の安否、出勤可否の状況を把握し、応急対策実施に向けて所内の組織体制が構築できるかどうか検討を行う。また、安否確認で得られた大まかな被害状況について盛岡市と共有を図る。

③新型インフルエンザ等の感染症発生時の対応

流行時には、職員の体調確認を行うとともに、所内の消毒・換気、職員の手洗い・うがい等の徹底、必要に応じてリモートワークを行う。

■各団体の安否確認の対象と目標時間

団体名	安否確認の対象と目標時間
盛岡市	【職員】発災後速やかに電話、LINE、メールにて確認
盛岡商工会議所	【職員】発災後 3 時間以内に電話、LINE、メールにて確認 【役員】発災後 3 日以内に電話、LINE、メールにて確認 【会員】5 日以内に電話、メールにて確認 (被害が想定されるエリアの事業者を中心に実施する) (必要に応じて全事業者)

■安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口		
	第 1 順位	第 2 順位	第 3 順位
盛岡市 商工労働部経済企画課	部長	課長	課長補佐
盛岡商工会議所	専務理事	事務局長	部長 支所長

2) 応急対策の方針決定

被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針については、概ね次の判断基準とするが、職員自身の判断で命の危険を感じる場合は、安全確保を優先し、警報解除後に出勤して応急対策にあたるものとする。また、職員全員が被災等により応急対策が実施できない場合の対応については、今後作成予定の当所 BCP において決める。

■被害規模の目安とする応急対策の内容（判断基準）

①大規模な被害が想定される場合

被害状況	・地区内の 1%程度（100 件程度）の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生 ・地区内の 10%程度（1,000 件程度）の事業所で、「床下浸水」「壁・窓ガラス・設備等への被害」等の被害が発生 ・被災地域において交通網やライフラインが遮断され確認不能
応急対策	・被害調査の実施 ・緊急相談窓口の設置・相談受付 ・復興支援施策の実施体制の整備

②小規模な被害が想定される場合

被害状況	・地区内の 0.1%程度（10 件程度）の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生 ・地区内の 1%程度（100 件程度）の事業所で、「床下浸水」「壁・窓ガラス・設備等への被害」等の被害が発生 ・被災地域において交通網やライフラインが遮断され確認不能
応急対策	・被害調査の実施 ・緊急相談窓口の設置・相談受付

③ほぼ被害がない場合

被害状況	・事業活動に支障を来さない程度の軽微な被害の発生
応急対策	・必要に応じて個別支援

■本計画により、当所と盛岡市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

①大規模被害の場合

発災後～1 か月	1 日・2 回（12 時・16 時）
1 か月以降	1 日・1 回（16 時）

②小規模被害の場合

発災後～1 か月	1 日・1 回（16 時）
----------	---------------

■感染症については、行政機関から発出される予防対策情報、支援施策情報について、相談窓口の設置、支援施策の実施などの応急対策を行う。

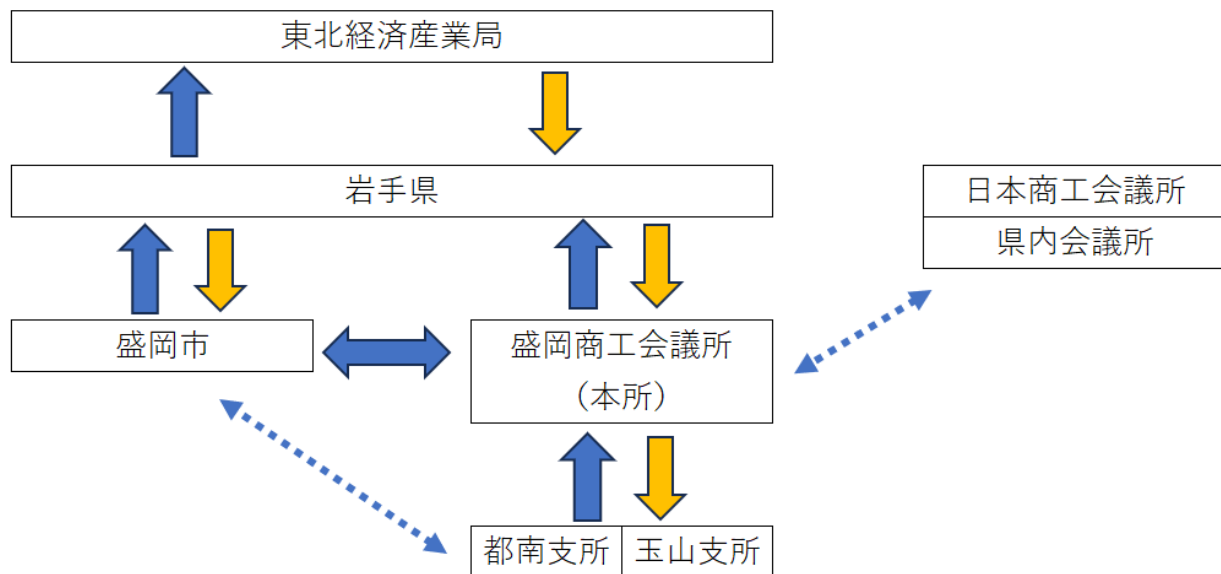
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるよう当所及び盛岡市で相互の指揮命令系統、連絡体制について情報共有を行う。また、感染症流行時においても相互に管内事業者の状況等の情報共有を行い、適宜国や県に必要な報告を行う。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害把握や迅速な応急対策を行うための指揮命令系統、連絡体制を整備する。なお、盛岡市においては盛岡市地域防災計画、当所においては当所 BCP に沿ったものとする（※当所 BCP 策定までの間は、所内緊急連絡網等に基づく）。

■連絡体制図



2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

被災地域での活動が必要な場合については、盛岡市の災害対策本部の指示に従って当所の活動方針を決定した上で実際の支援活動等に着手する。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査票、集計・報告票等の様式を定型化し、当所及び盛岡市で共有を図る。

②被害額の算定の対象

盛岡市防災地域計画に基づき、当所が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

【非住家被害】

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫、車庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

管内の小規模事業者に対して次の通り支援する。

1) 相談窓口の開設方法

盛岡市と相談のうえ、相談窓口の開設を図る。また、国や県から依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。

2) 相談窓口の設置場所

安全性が確認された場所において相談窓口を設置するが、本所機能が喪失された場合は支所、行政機関等への設置が想定される。

3) 相談窓口での確認事項

管内小規模事業者等の被害状況や復旧に向けた要望事項の確認、支援策の紹介等を行う。

4) 有効な被災事業者施策の周知

会報誌、HP、電話、メール等により被災事業者の復旧に資する支援施策（国や岩手県、盛岡市の施策）について周知する。

5) 感染症への対応

新型コロナウイルス感染症流行時の経験をもとに、感染症によって事業活動に直接的な影響を受ける懸念がある事業者を対象にした相談の受付や支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

管内小規模事業者に対して次の通り支援する。

1) 復興支援の方針

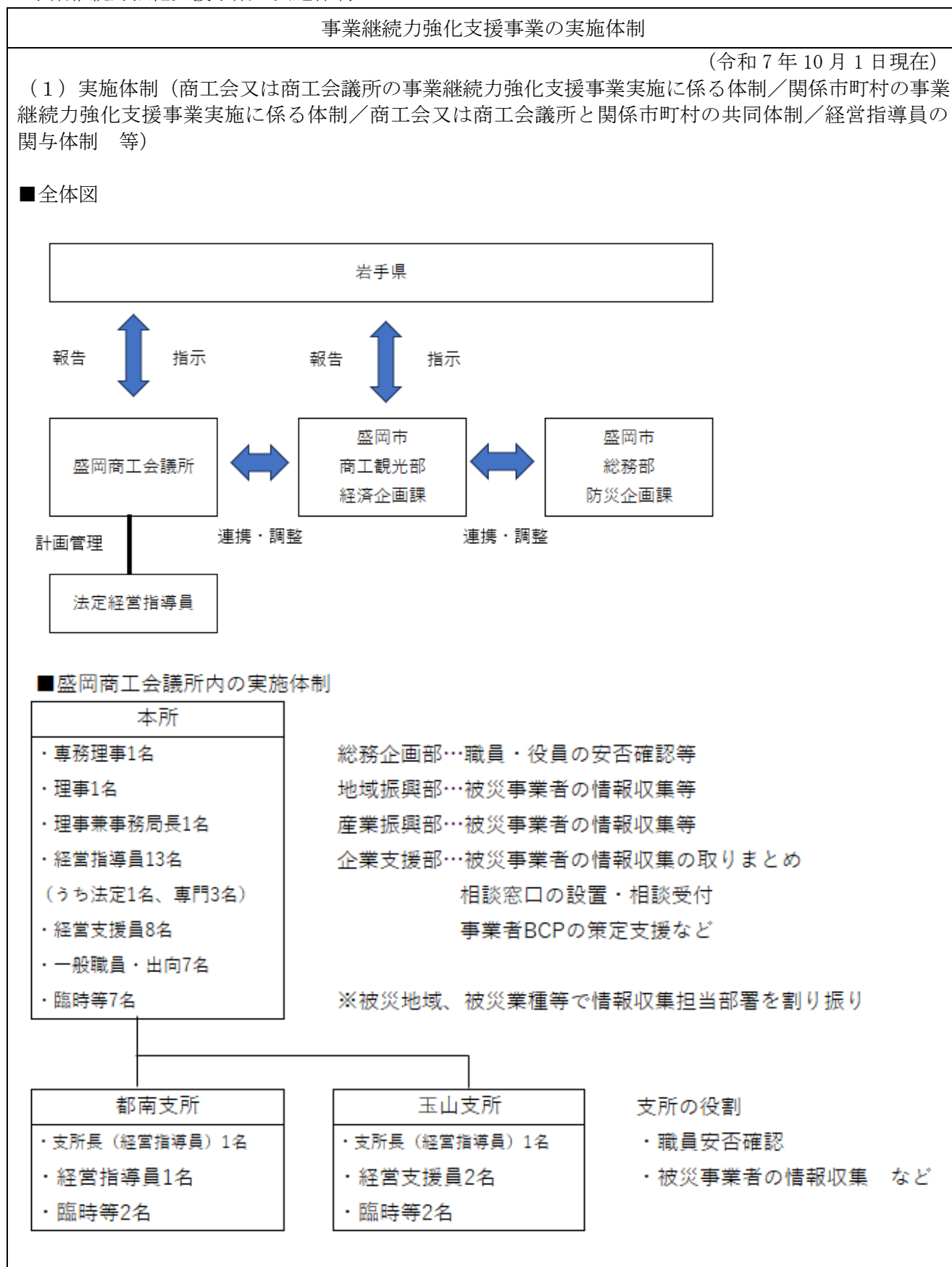
岩手県及び盛岡市の復旧・復興支援の方針に基づき、「岩手県中小企業活性化協議会」「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」等の関係機関と連携しながら、被災小規模事業者の復旧・復興に向けた支援を行う。

2) 被災規模が大きい場合の支援方法

被害規模が大きく、当所職員だけでは対応が困難な場合には、県内他商工会議所への応援要請、また日本商工会議所を通じた県外への応援要請を行う（熊本地震、能登半島沖地震での支援実績あり）。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 原子 崇史（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

法定経営指導員を中心に本計画の取組を実行する。随時、小規模事業者に対する災害リスクの周知を行えるよう防災マップや関連施策等の備えを行うとともに、経営指導員に対して必要な助言を行う。また、本計画の進捗状況について半年に1回見直しを行い、改善を図る。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

盛岡商工会議所

〒020-8507 岩手県盛岡市清水町 14-12

TEL：019-624-5880 ／ FAX:019-654-1588

E-mail：daihyo@ccimorioka.or.jp

②関係市町村

盛岡市商工労働部経済企画課

〒020-8531 岩手県盛岡市若園町 2-18 盛岡市役所若園町分庁舎 2 階

TEL：019-613-8389 ／ FAX：019-626-4153

E-mail：keizai@city.morioka.iwate.jp

(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・セミナー 講師謝金	70	70	70	70	70
・計画策定 専門家謝金	100	100	100	100	100
・広報費	30	30	30	30	30

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、岩手県補助金、盛岡市補助金、日商伴走型補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携事業者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等